

中国会社法司法解释その（一）（二）（五） 及び司法解释の改正に関する決定

楊 林凱

中華人民共和国最高裁判所公告

「最高裁判所の中華人民共和國会社法の適用に関する若干問題の規定に関する改正の決定」は、2014年2月17日最高裁判所審判委員会第1607回会議において審議し、採択されたので、ここで公布し、2014年3月1日より施行される。

最高裁判所

2014年2月20日

最高裁判所の中華人民共和國会社法の 適用に関する若干問題の規定に関する改正の決定

法釈〔2014〕2号

（2014年2月17日最高裁判所審判委員会第1607回会議において審議し、採択された。）2013年12月28日第12期全国人民代表大会常務委員会第6回会議の決定及

び改正後の中華人民共和国会社法に基づき、最高裁判所審判委員会第1607回会議が以下の決定を行った。

一、最高裁判所の中華人民共和国会社法の適用に関する若干問題の規定（一）（法釈〔2006〕3号、以下「規定（一）」と略称する。）第3条に定めた「第75条」を「第74条」に改める。

二、規定（一）第4条に定めた「第152条」を「第151条」に改める。

三、最高裁判所の中華人民共和国会社法の適用に関する若干問題の規定（二）（法釈〔2008〕6号、以下「規定（二）」と略称する。）第1条第1項に定めた「第183条」を「第182条」に改める。

四、規定（二）第2条及び第7条第1項に定めた「第184条」を「第183条」に改める。

五、規定（二）第11条に定めた「第186条」を「第185条」に改める。

六、規定（二）第22条第1項に定めた「第81条」を「第80条」に改める。

七、規定（二）第23条第2項及び第3項に定めた「第152条」を「第151条」に改める。

八、最高裁判所の中華人民共和国会社法の適用に関する若干問題の規定（三）（法釈〔2011〕3号、以下「規定（三）」と略称する。）第12条第1項を削除し、さらに本条を次の通り改正する。「会社の成立後、会社、株主又は会社の債権者は、関係株主の行為が会社の権利利益に損害を与えたかつ次号に掲げる事由のいずれかに該当することを理由とし、当該株主の出資払出しの認定を求めた場合、裁判所はその請求を支持しなければならない。(1)虚偽の財務会計書類を作成することにより、利益の水増しをし、配当を行った場合、(2)債権債務関係を偽ることにより、当該株主の出資相当額を払い出した場合、(3)利害関係者との取引を利用することにより、当該株主の出資相当額を払い出した場合、(4)法定手続を経ずに当該株主の出資相当額を払い出したその他の行為」

九、規定（三）第13条第4項に定めた「第148条」を「第147条」に改める。

十、規定（三）第15条を削除する。

十一、規定（三）第24条を第23条に改める。本条の「第32条、第33条」を「第31条、第32条」に改める。

十二、必要に応じて規定（三）の条文順番を調整する。

中国会社法司法解釈その（一）（二）（五）及び司法解釈の改正に関する決定

十三、本決定の施行後において裁判が終了していない株主出資紛争事件は、本決定を適用される。本決定の施行前にすでに裁判が終了した事件、又は当事者による再審もしくは裁判監督手続による再審が決定された場合は、本決定を適用されない。

規定（一）、規定（二）及び規定（三）は本決定に従って必要な改正を行った後に、公布する。

最高裁判所の中華人民共和国会社法の適用に関する若干問題の規定（一）

（2006年3月27日最高裁判所審判委員会第1382回会議において審議し、採択された。2014年2月17日最高裁判所審判委員会第1607回会議に採択された「中華人民共和国会社法の適用に関する若干問題の規定の改正に関する決定」により改正された。）

2005年10月27日に第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正された中華人民共和国会社法を正確に適用するために、裁判所が民事事件を審理するにあたり、会社法の適用に関する具体的な問題について以下のとおり定める。

第1条 会社法の施行後、裁判所の最終判決が行わない又は新たに受理する民事事件について、その民事行為又は事件が会社法の施行前までに行われた場合、当時の法令規則及び司法解釈を適用される。

第2条 会社法の施行前、関係民事行為又は事件に関わる紛争が発生し、裁判所に提訴した場合において、当時の法令規則又は司法に明確な規定がなかった時に、会社法の関係規定を適用することができる¹⁾。

第3条 原告は会社法第22条第1項²⁾、第74条第2項³⁾に定める事由により、裁判所に訴訟を提起する場合において、会社法に定める期限を過ぎたときに、裁判所がそれを受理しない。

第4条 会社法第151条⁴⁾に定める180日以上株式の継続保有期間は、株主が裁判

1) 原文の表現は「会社法の関係規定を参照して適用することができる。」である。

2) 会社の株主会若しくは株主総会又は取締役会の決議内容が法律又は行政法規に違反する場合には、無効とする。（会社法第22条第1項）

3) 株主会会議の決議がなされた日から60日以内に、株主と会社間で株式取得協議が終了しない場合に、株主は、株主会会議の決議がなされた日から90日以内に、裁判所に訴訟を提起することができる。（会社法第74条第2項）

4) 取締役又は上級経営管理者が本法第149条に定める行為を行った場合においては、有限会社の株主又は株式会社の180日継続して単独若しくは合計で会社の1%以上の株式を有する株主には、書面をもって監査役会又は監査役会を設置しない有限会社の場合には監査役に対して裁判所に提訴するよう求めることができる。監査役が本法第149条に定める行為を行った場合において、上記の株主は、書面をもって取締役会又は取締役会

所に訴訟を提起するときに、すでに達した株式保有の期間でなければならない。また、併せて1%以上の株式の保有とは、複数の株主保有株式の割合の合計を指す。

第5条 裁判所が法により会社法施行前に審理終了の事件を再審する場合において、会社法の規定を適用されない。

第6条 本規定は公布の日より施行される。

を設置しない有限会社の執行取締役に対して裁判所に提訴するよう求めることができる。

監査役会若しくは監査役会を設置しない場合には、有限会社の監査役又は取締役会若しくは執行取締役は、前項に定める株主の請求書面を受け取った後に提訴を拒否し又は請求書面を受け取った日から30日以内に提訴しない場合に、又は緊急な状況により直ちに提訴しなければ会社の利益に回復できない損害をもたらすおそれがある場合には、前項に定める株主は、会社の利益のため、自らの名で直接裁判所に訴訟を提起する権利を有するものとする。

他人が会社の合法的權益を侵害して会社に損失をもたらした場合、本条第1項に定める株主は、前二項の規定に基づき、裁判所に訴訟を提起することができる。（会社法第151条）

最高裁判所の中華人民共和国会社法の適用に関する若干問題の規定（二）

（2008年5月5日最高裁判所審判委員会第1447回会議において審議し、採択された。2014年2月17日最高裁判所審判委員会第1607回会議に採択された「中華人民共和国会社法の適用に関する若干問題の規定の改正に関する決定」により改正された。）

中華人民共和国会社法を正確に適用するために、裁判実務を踏まえて、裁判所が審理する会社解散と清算事件の法律適用問題について、以下のとおり規定を設ける。

第1条 単独又は合計で全株主の議決権10%以上を保有する株主は、次に掲げる事由のいずれかにより会社解散訴訟を提起し、かつ会社法第182条の規定を適用することができる場合において、裁判所がそれを受理しなければならない。

（1）2年以上連続で株主会又は株主総会を開催することができないため、会社の経営管理に関わる重大な困難が発生した場合

（2）議決を行う際に法定又は定款に定める比率を達することができず、2年以上連続で株主会又は株主総会の決議が有効にできないため、会社の経営管理に関わる重大な困難が発生した場合

（3）取締役の関係は長期にわたって対立しており、株主会又は株主総会においてその解決ができないため、会社の経営管理に関わる重大な困難が発生した場合

（4）経営管理に関わるその他の重大な困難が発生し、会社の存続が株主に重大な損害を与えた場合

株主は、知る権利、利潤分配請求権等権利・利益に関わる損害を被り、又は会社赤字で債務返済のための資産が不足であり、企業法人営業許可証が消却されたため清算等が行われていないことを理由に、会社解散の訴えを提起された場合、裁判所がそれを受理しない。

第2条 株主が会社解散の訴えを提起し、同時に裁判所に会社の清算を申し立てた場合、裁判所がその清算の申立てを受理しない。裁判所が原告に対して会社解散の審理終了後に、会社法第183条⁵⁾及び本規定第7条により、自ら清算を行い、又は

5) 会社が本法第180条第(1)号、第(2)号、第(4)号又は第(5)号の規定により解散する場合は、解散事由が生じた日から15日以内に清算委員会（清算組）を設置し、清算を

改めて裁判所に清算を申立てることができることを告知する。

第3条 株主が会社解散の訴えを提起し、裁判所に財産又は証拠の保全を申立てる場合、株主が供託を行いかつ会社の正常の経営に影響を与えないときに、裁判所が保全を認める。

第4条 株主が会社解散の訴えを提起する場合において、会社を被告とする。

原告が他の株主を被告として併せて訴訟を提起する場合、裁判所が原告に対して他の株主を第三者に変更するよう告知しなければならない。原告が変更しないと堅持する場合、裁判所が原告による他の株主への訴えを棄却する。

原告が会社解散の訴えを提起したことを他の株主に告知するか、裁判所がその者に対して訴訟の参加を通知する。他の株主又は利害関係者が共同原告又は第三者として訴訟参加を申請した場合、裁判所がそれを認める。

第5条 裁判所が会社解散の事件を審理する際に、裁判上の和解を重視しなければならない。会社又は株主が株式を譲り受けること又は減資等方式で会社を存続させることについて当事者間の協議で合意され、かつ法令等の強行規定に違反しない場合において、裁判所がそれを支持する。会社を存続させることに当事者間の協議で一致できなかった場合において、裁判所が速やかに判決を行わなければならない。裁判所の和解手続きで会社が原告の保有株式を譲り受けることになったときに、会社が和解合意書の発効日より6か月以内に株式を譲渡するか消却しなければならない。株式譲渡又は消却を行う前に、原告が会社による株主の株式の取得を理由に会社に債権を有する者に対して対抗してはならない。

第6条 裁判所が行った会社解散の訴え判決は、当該会社の株主全員に対して法的拘束力を有する。

裁判所が会社解散の訴えの請求を退けた後に、当該訴訟を提起した株主又は他の株主が同一の事実及び理由で会社解散の訴えを提起する場合において、裁判所がそれを受理しない。

開始しなければならない。有限会社の清算委員会は株主によって構成され、株式会社の清算委員会は取締役又は株主総会が指定した者によって構成される。期限を過ぎても清算委員会を設立して清算が行われない場合には、債権者は、裁判所に対して、関係者を指定して清算委員会を設置し清算を行わせるよう申立を行うことができる。裁判所は、当該申立を受理し、遅滞なく清算委員会を組織して清算を行わせなければならない。（会社法第183条）

第7条 会社が会社法第183条により、解散事由の発生日より15日以内に清算委員会を組成し、自ら清算を行わなければならない。

次に掲げる事由のいずれか該当し、債権者が清算のため裁判所に清算委員会の指名を申立てる場合において、裁判所がそれを受理しなければならない。

- (1) 会社解散事由発生後期限を過ぎても清算委員会を組成しない場合
- (2) 清算委員会が組成されたにもかかわらず故意で清算を先延ばしする場合
- (3) 違法に清算をすることで債権者又は株主に著しく損害を与える可能性がある場合

本条第2項に掲げる事由を有しているにもかかわらず、債権者が清算を申し立てないことについて、株主が清算のため裁判所に清算委員会の指名を申立てる場合において、裁判所がそれを受理しなければならない。

第8条 裁判所が会社清算事件を受理し、速やかに清算委員会の構成員を指名しなければならない。

清算委員会の構成員について、次に掲げる人員又は機構から選ぶことができる。

- (1) 株主、取締役、監査役、上級経営管理者
- (2) 法により設立された法律事務所、会計事務所、破産清算事務所等社会仲介機構
- (3) 法により設立された法律事務所、会計事務所、破産清算事務所等社会仲介機構に所属する専門知識を有し、業務執行資格を取得している者

第9条 裁判所によって指名された清算委員会の構成員が次に掲げる事由のいずれか該当する場合において、裁判所が債権者、株主の申立て又は職権により清算委員会の構成員を変更することができる。

- (1) 法律又は行政規則に違反した行為がある場合
- (2) 業務執行能力又は民事行為能力を失った場合
- (3) 会社又は債権者に著しく損害を与えた行為がある場合

第10条 会社が法により清算を終了させて消却登記を行う前に、当該会社に関わる民事訴訟について、会社の名義で行わなければならない。

会社が清算委員会を組成した場合において、清算委員会の責任者が会社を代表して訴訟に参加する。清算委員会が組成されていなければ、原法定代表者が会社を代表して訴訟に参加する。

第 11 条 会社が清算を行うときに、清算委員会が会社法第 185 条⁶⁾により会社解散清算の旨を書面ですべての知られた債権者に通知しなければならない、会社の規模及び営業地域によって全国紙又は会社の登記地管轄省レベルの新聞紙に公告を掲載しなければならない。

清算委員会が前項により通知及び公告義務を履行していないことにより債権者が速やかに債権を申し出て弁済を受けることができず、それによる損害について、債権者が清算委員会構成員に対して損害賠償責任を求める場合、裁判所が法によりそれを支持しなければならない。

第 12 条 会社の清算において、債権者が清算委員会の確認を受けた債権について異議を申し出た場合、清算委員会に債権の再度確認を求めることができる。清算委員会が再度確認を行わず、又は債権者が再度確認を受けた債権について異議を有し、会社を被告として裁判所に確認の訴えを提起した場合において、裁判所がそれを受理しなければならない。

第 13 条 債権者が所定の期限内に債権を申し出ず、会社清算手続完了前までに申出を行った場合において、清算委員会がそれを登録しなければならない。

会社清算手続完了とは、清算報告は株主会、株主総会又は裁判所の確認を受け終わったことを指す。

第 14 条 債権者が追加して申し出た債権について、会社の分配されていない財産から法により弁済を受けることができる。分配されていない財産で全額弁済ができず、債権者が株主に対してその残余財産分配で取得した財産から弁済を求める場合、裁判所がそれを支持しなければならない。但し、債権者が重大な過失により期限内に債権を申し出ていない場合を除く。

債権者又は清算委員会が分配されていない財産と残余財産分配で株主の取得財産

6) 清算委員会は、成立してから 10 日以内に債権者に通知しなければならないかつ 60 日以内に新聞に公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受け取った日から 30 日以内に、通知書を受け取っていない場合は公告日から 45 日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。

債権者は、債権を申告する際には債権の関係事項を説明し、かつ証明資料を提出しなければならない。清算委員会は、債権を登録しなければならない。

債権の届出期間においては、清算委員会は債権者に対して弁済を行ってはならない。（会社法第 185 条）

を合わせても追加申出た債権を全額弁済できないことを理由として、裁判所に破産清算を申立てる場合、裁判所がそれを受理しない。

第15条 会社が自ら清算を行う場合において、清算案は株主会又は株主総会の決議で確認されなければならない。裁判所が清算を組織する場合において、清算案は裁判所に報告し確認されなければならない。確認されていない清算案について、清算委員会がそれを執行してはならない。

確認されていない清算案を執行して会社又は債権に損害を与えたことについて、会社、株主又は債権者が清算委員会構成員に賠償責任を求めた場合、裁判所が法によりそれを支持しなければならない。

第16条 裁判所が清算を組織する場合において、清算委員会が組成日より6カ月以内に清算を完了させなければならない。

特段の状況により6カ月以内に清算が完了できない場合において、清算委員会が裁判所に延長を申請しなければならない。

第17条 裁判所に指定された清算委員会が会社財産を整理し、貸借対照表及び資産リストを作成するときに、会社財産で債務の返済に足りない場合において、債権者と協議して債務弁済案を作成することができる。

債務弁済案は債権者全員に確認され、その他の利害関係者に損害を与えない場合において、裁判所が清算委員会の申立てにより認定判決することができる。清算委員会が当該弁済案に従って債務を弁済した後に、裁判所に清算手続の完了判断を申立てなければならない。

債務弁済案は債権者に確認されず、又は裁判所に認定されない場合において、清算委員会が法により裁判所に破産宣告を申立てなければならない。

第18条 有限会社の株主、株式会社の取締役及び支配株主が法定期限内に清算委員会を組成して清算を行っていないことにより、会社財産の価値低下、流失、棄損又は滅失をきたし、債権者が自らもたらした損害の範囲内で会社の債務について賠償責任を負うことを主張する場合、裁判所が法によりそれを支持しなければならない。

有限会社の株主、株式会社の取締役及び支配株主が義務の履行を怠ったことで会社の主な財産、帳簿、重要な文書等の滅失をきたし、清算ができず、債権者が会社の債務について連帯して弁済責任を負うことを主張する場合、裁判所が法によりそ

れを支持しなければならない。

前述の状況は実質的支配者によってもたらされたことについて、債権者が実施的支配者に対して会社の債務について相応する民事責任を求める場合、裁判所が法によりそれを支持しなければならない。

第 19 条 有限会社の株主、株式会社の取締役及び支配株主と会社の実質的支配者が、会社の解散後不正で会社の財産を処分して債権者に損失を与え、又は法により清算を経ずに、虚偽の清算報告で会社登記機関を騙して法人消却登記の手続を行ったことについて、債権者が当該者に対して会社の債務に相応する賠償責任を求めた場合、裁判所が法によりそれを支持しなければならない。

第 20 条 会社の解散は、法により清算完了後に、消却登記を申請しなければならない。会社清算を経ずに消却登記を行うことによって、会社が清算できなくなったことについて、債権者が有限会社の株主、株式会社の取締役及び支配株主と会社の実質的支配者に対して会社の債務の弁済責任を求める場合、裁判所が法によりそれを支持しなければならない。

会社が法により清算を経ずに消却登記を行い、株主又は第三者が会社登記機関で消却登記を行う際に会社の債務に責任を負うことを承諾したことについて、債権者がその者に対して会社の債務に相応する民事責任を求めた場合、裁判所が法によりそれを支持しなければならない。

第 21 条 有限会社の株主、株式会社の取締役及び支配株主と会社の実質的支配者は複数である場合、単独又は共同で本規定第 18 条及び第 21 条第 1 項により、民事責任を負った後に、他の者に対して過失の程度の差異で責任を求めた場合、裁判所がそれを支持しなければならない。

第 22 条 会社解散の時に、出資未履行金額は、すべて清算責任財産に含まなければならない。ここにいう出資未履行金額には、期限を過ぎた出資未履行金額及び会社法第 26 条⁷⁾と第 80 条⁸⁾に従って分割払込みで期限を過ぎていない出資金額が含

7) 有限会社の登録資本は、会社登記機関で登録された全株主の引き受けた出資額とする。

法律若しくは行政法規又は国务院の決定において有限会社の登録資本の払込額又は登録資本の最低額に別段の定めがある場合は、その規定に従う。（会社法第 26 条）

8) 株式会社が發起設立方式を採用した場合には、登録資本は、会社登記機関に登録された全発起人が引き受けた株式総額である。発起人が引き受けた株式を全額払い込むまでに、他人に株式を募集してはならない。

まれる。

会社の財産で債務弁済に足りていない時に、債権者が引受出資分を履行していない株主、及び会社設立時の株主又は発起人に対して、出資未履行金額の範囲内で会社の財務について連帯して弁済責任を求める場合において、裁判所がそれを支持しなければならない。

第23条 清算委員会構成員が清算事務を行う時に、法律、行政規則又は定款に違反して会社又は債権者に損失を与えたことについて、会社又は債権者がその者に対して損害賠償責任を求める場合において、裁判所がそれを支持しなければならない。

有限会社の株主、又は180日以上継続して単独もしくは合計で株式会社の1%発行済み株式を保有する株主が会社法第151条第3項⁹⁾により、清算委員会構成員が前項に定める行為をしたことを理由に裁判所に訴えを提起する場合において、裁判所がそれを受理しなければならない。

会社は清算が終わって消却された後に、上述の株主が会社法第151条第3項に照らして、清算委員会構成員を被告にし、他の株主を第三者にして裁判所に訴えを提起する場合において、裁判所がそれを受理しなければならない。

第24条 会社解散訴訟事件及び会社清算事件は、会社住所地の裁判所が管轄する。会社の住所地とは、会社の主な事業所所在地をいう。会社の事業所所在地が明らかでない場合において、登記地の裁判所が管轄する。

基層裁判所が、県、県に相当する市又は区の会社登記機関が登記を認可した会社に関わる解散訴訟事件及び清算事件を管轄する。中級裁判所が、地区及び地区に相当する市以上の会社登記機関が登記を認めた会社に関わる解散訴訟事件及び清算事件を管轄する。

株式会社が募集設立方法を採用した場合には、登録資本は、会社登記機関に登録された払込済み資本総額である。

法律若しくは行政法規又は国務院の決定において株式会社の登録資本の払込又は登録資本の最低限度額について別段の定めがある場合には、その規定によるものとする。(会社法第80条)

- 9) 他人が会社の合法的権益を侵害して会社に損失をもたらした場合、本条第1項に定める株主は、前二項の規定に基づき、裁判所に訴訟を提起することができる。(会社法第151条第3項)

中華人民共和國最高裁判所公告

「最高裁判所の中華人民共和國会社法の適用に関する若干問題の規定（五）」は、2019年4月22日最高裁判所審判委員會第1766回會議において審議し、採択されたので、ここで公布し、2019年4月29日より施行される。

最高裁判所

2019年4月28日

最高裁判所の中華人民共和國会社法の適用に関する若干問題の規定（五）

（2019年4月22日最高裁判所審判委員會第1766回會議において審議し、採択され、2019年4月29日より施行される。）

法釈〔2019〕7号

中華人民共和國会社法を正確に適用するために、裁判の実務を踏まえて、株主利益保護等に関わる紛争事件の法律適用問題について、以下のとおり規定を設ける。

第1条 関連取引で会社が損害を被った場合において、原告会社が会社法第21条¹⁰⁾により支配株主、実質的支配者、取締役、監査役、上級経営管理者に対して損害賠償を求めるときに、被告が当該取引について情報開示、株主会又は株主総会の承認等法令又は定款に定める手続を経たことを理由に抗弁する場合、裁判所がそれを支持しない。

会社が訴訟を提起しなかった場合において、会社法第151条第1項に定める条件を満たしている株主が、会社法第151条第2項及び第3項により裁判所に訴訟を提起することができる。

第2条 関連取引契約について無効又は取消可能である場合において、会社が契約

10) 会社の支配株主、実質的支配者、取締役、監査役、上級経営管理者は、特別利害関係を利用して会社の利益を害してはならない。

前項の規定に違反して会社に損害を生ぜしめた者は、損害賠償責任を負わなければならない。（会社法第21条）

の相手方を訴えていなければ、会社法第151条第1項に定める条件を満たしている株主が、会社法第151条第2項及び第3項により裁判所に訴訟を提起することができる。

第3条 取締役が任期満了前に株主会又は株主総会の有効な決議により解任されたことについて、当該者が解任無効を主張する場合、裁判所がそれを支持しない。

取締役が解任された後に、補償について会社との間に紛争が生じたため訴訟を提起された場合、裁判所が法律、行政規則、定款又は契約に基づいて、解任の理由、残りの任期、取締役報酬等の要素を総合的考慮して補償の可否及び補償の合理的な金額を決めなければならない。

第4条 利益配当に関する株主会又は株主総会決議が行われた後に、会社が決議に記載された期間内に利益の配当を完了させなければならない。決議に時間が記載されていない場合、定款に記載された内容を基準とする。決議又は定款に期間が記載されていない場合や時間が1年を過ぎた場合、会社が決議を行った日より1年以内に利益分配をしなければならない。

決議に記載された利益配当の完了時間は定款に定める期間を超えた場合において、株主が会社法第22条第2項¹¹⁾により裁判所に決議の期間に関する条項の取消を訴えることができる。

第5条 裁判所が有限会社株主間の重大な意見対立事件を審理する際に、調停を重視しなければならない。当事者の話し合いにより次に掲げる方式で対立を解決し、かつ法律及び行政規則の強行規定に違反していない場合、裁判所がそれを支持しなければならない。

- (1) 会社が一部の株式を買取る方式
- (2) 株主が他の株主の保有株式を譲り受ける方式
- (3) 第三者が一部の株式を譲り受ける方式
- (4) 会社減資の方式
- (5) 会社分割の方式

11) 株主会若しくは株主総会又は取締役会の招集手続又は議決方法が、法律又は行政法規若しくは定款に違反したとき又は決議内容が定款に違反したときには、株主は、決議を出された日から60日以内に、裁判所に取消請求を行うことができる。(会社法第22条第2項)

中国会社法司法解釈その（一）（二）（五）及び司法解釈の改正に関する決定

（6） 相違を解決し，正常の経営を取り戻し，会社の解散を回避する方式

第6条 本規定は2019年4月29日より施行される。

本規定が施行された後も，最終審理が終わっていない事件について，本規定を適用される。本規定が施行される前に最終審理が終わった事件，又は裁判監督手続の再審が適用される事件について，本規定を適用されない。

当裁判所が以前より公布した司法解釈は本規定と一致していない場合において，本規定による。

（本稿は，青山学院大学判例研究所2018年度特定課題研究プロジェクト「中国会社法司法解釈は判例法的役割なのか？——重要会社法判例データベースの継続調査を兼ねて」による研究成果である。）